

市民花壇育成補助金交付要綱

1 (目的)

市民花壇実施要綱に掲げる目的達成のための活動を助成するため、花壇育成管理の費用の一部を補助する。

2 (対象)

市民花壇に参加している団体。

3 (補助基準)

市民花壇の設置を認めた団体に対し、次の基準で補助する。

- | | |
|------------------------|---------|
| 1) 4月又は5月に設置を認めたもの。 | 15,000円 |
| 2) 6月又は7月に設置を認めたもの。 | 13,000円 |
| 3) 8月又は9月に設置を認めたもの。 | 11,000円 |
| 4) 10月又は11月に設置を認めたもの。 | 9,000円 |
| 5) 12月以降翌年3月に設置を認めたもの。 | 0円 |

4 (手続)

- 1) 設置団体は所定の様式で期日までに、区役所へ申請書を提出すること。
- 2) 各区長は建設局長から配分される補助金を、建設局長の認めた団体に対し支出する。

5 (補助金の支出停止)

- 1) 市民花壇実施要綱に定めた規定により設置を取消された団体は、補助金を返還しなければならない。
- 2) 同実施要綱に定めた目的以外の目的で支出したときも、補助金を返還しなければならない。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。